

お墓の引越し手順ご存知ですか？

お墓を郷里からご自宅の近くの墓所へ移すことを「改葬」といいます。
しかし、大切なお墓の移動ですから、それなりの手続きが必要となります。

よくある改葬事例

- ・ 遠隔地からの転居により、お墓・ご遺骨の引越し改葬する場合
- ・ 改宗による場合（寺院墓地の場合）
- ・ お墓の継承の事情による場合など



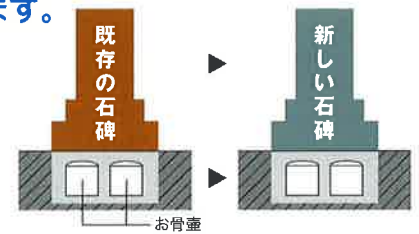
改葬

改葬とは、現在あるお墓・ご遺骨を別の場に移すことです。
改葬の手続きは、「墓地、埋葬等に関する法律」で定められています。

必要書類

- 1 受入証明書又は墓地使用許可書*1（霊園発行）
- 2 改葬許可申請書（既存墓地のある所轄の役所より受け取る）
- 3 改葬許可書（既存墓地のある所轄の役所発行）

*1: 霊園によって名称が異なります。
※必要書類は当社でご用意しております。



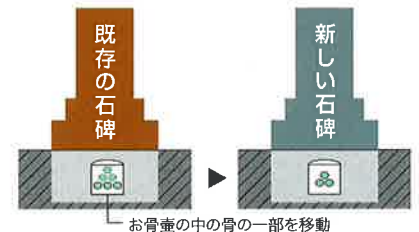
分骨

墓地に埋葬されているご遺骨の一部を、他の墓地に移すことを「分骨」といいます。
分骨するためには、『分骨証明書』等の書類が必要です。

必要書類

- 1 ご遺骨のある既存墓地の管理者から分骨証明書を受け取ります。
- 2 新墓地管理者にその分骨証明書と印鑑、墓地使用許可書を持参すれば埋葬できます。

火葬の際に分骨する場合は、事前に火葬場（斎場）へお申し出になり、分骨用の証明書を発行してもらってください。
※分骨証明書等の書類は当社でご用意しております。



改葬先の選定

墓地の種類は一般的なものとして3種類あります。

公営墓地（霊園）

都道府県や市町村などの自治体が管理している墓地



特徴

- 霊園のある自治体の管轄内に現住所がある等、購入資格制限がある。（購入の際に競争率が高く、抽選になることが多い）
- 宗旨・宗派を問われない。
- 供養・法要の際は、自身で住職・神主・神父の手配を行う。（霊園に依頼することはできない）

寺院墓地

寺院境内で経営している墓地、または寺院が所有している墓地



特徴

- 寺院墓地を取得するには、その寺院の檀家もしくは同じ宗派にならなければならない。
- 供養・法要はその寺院の宗派に則って行われる。
- 寺院が主宰する行事・催事の際は奉納品などの費用がかかる。

民営墓地（霊園）

宗教法人・公益法人などが経営している墓地



特徴

- 購入資格制限、宗旨・宗派を問わないところが多く、誰でも申し込むことができる。
- 供養・法要の際、住職・神主・牧師など霊園事務所に依頼できる。
- 駐車場や法要の施設などの施設が充実しているところが多い。

〈民営墓地の一例〉 ヒルズ川崎聖地

川崎市麻生区

